

一般社団法人全国植物検疫協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

本船積み穀類等における酸素濃度等の確認に係る危害防止対策の徹底について

日頃より植物防疫行政への御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本船積み穀類等について、植物防疫法に基づく輸入検査等を実施する際は、輸入検査やその後の荷役等の作業が安全に実施できるよう、船倉等の密閉箇所に立ち入る前に酸素濃度の確認が行われているところです。また、本船積み穀類等について、輸出国又は航海中にリン化アルミニウムによるくん蒸が実施された場合は、酸素濃度の確認に加えて、リン化水素のガス濃度が抑制濃度以下に低下したことの確認が行われているところです。

しかしながら、今般、輸入検査の開始前のリン化水素のガス濃度の確認中に、その確認作業に従事した者が酸素欠乏による失神及びリン化水素ガスによる化学性肺炎の症状に至る事故が発生しました。幸いにも、当該従事者の命に別状はありませんでしたが、本件は死亡事故につながりかねない危険な事案でした。このような事故を防ぐため、本船積み穀類等における酸素濃度等の確認に携わる全ての関係者が、酸素欠乏及びリン化水素ガスのばく露の危険性を十分に認識するとともに、現在の酸素濃度等の確認に係る作業を再点検し、必要に応じて作業時の流れについて見直しを行っていただく必要があると考えます。

このため、貴協会におかれては、本船積み穀類等における酸素濃度等の確認に携わる傘下会員に対して、改めて下記のことにご注意の上、酸素濃度等の確認を行うよう、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 本船の船倉、エスケープホール等の密閉箇所に立ち入る前には、炭酸ガス等の発生に伴う酸素欠乏の有無を必ず点検すること
2. 輸出国又は航海中にリン化アルミニウムくん蒸が実施された場合は、リン化水素のガス濃度が抑制濃度以下に低下したことを確認すること
3. 植物等が積載された船倉内等は、高湿度となっているおそれがあり、吸収缶が破過する可能性があることから、2. のガス濃度の確認を行う場合は、

ガス濃度の測定場所の湿度及び吸収缶の破過に注意すること